

# ～品川区～住民票等証明書の

# コンビニ交付が



## ご利用いただけます！

マイナンバー（個人番号）カードをお持ちの方は、全国のコンビニエンスストア（マルチコピー機設置店舗）で、住民票の写し等証明書が取得できるサービスをご利用いただけます。

手数料が  
100円お得！

100

全国  
どこでも  
利用できる！



夜間でも  
証明書が取れる！  
※戸籍関係のぞく

### ● コンビニ交付を利用するための事前準備

利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードが必要です。

◎マイナンバーカードの交付を受けた翌日より、ご利用いただけます。

### ● ご利用可能店舗 ※マルチコピー機設置の店舗に限ります。

- ・全国のコンビニエンスストア ※詳細は各店舗でご確認ください。  
セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ 等

### ● ご利用可能時間 6：30～23：00

※ 戸籍証明書・戸籍附票については、土・祝日を除き8：30～17：00

※ 年末年始（12/29～1/3）、システム保守点検日は除きます。

※ 上記時間内でも、店舗が営業時間外の場合にはご利用いただけません。

### ● 取扱い対象証明書（※詳細は裏面へ）

住民票の写し、印鑑登録証明書、特別区民税・都民税の課税（非課税）・  
納税証明書、戸籍全部・個人事項証明書、戸籍の附票の写し

※区民以外の方が戸籍全部・個人事項証明書・戸籍の附票の写しの交付を  
希望される場合、事前にコンビニのマルチコピー機等で「利用登録申請」  
を行い、登録を完了する必要があります。

### ● 交付手数料 1通 200円 戸籍全部・個人事項証明書のみ 350円

※窓口での交付よりも100円お得です。

※手数料が免除の対象となる方の証明書については、品川区役所、品川区内各  
地域センター、サービスコーナー窓口でご申請ください。ただし、税証明は、  
サービスコーナーでのお取扱いがございませんのでご注意ください。

裏面：よくあるQ&A

## Q1. 暗証番号を間違えた場合どうなりますか？

連続して3回間違えるとマイナンバーカードにロックがかかり、使用できなくなります。その場合は、品川区役所住民異動担当、または品川第一・大崎第一・大井第一・荏原第一・荏原第四・八潮地域センターで暗証番号再設定が必要です。

土曜日・祝日・年末年始・第三（一部、第四）日曜日以外であれば手続き可能です。マイナンバーカードの他に、もう1点本人確認書類をお持ちください。

## Q2. 有効期限内のカードなのに「ご利用いただけませんカードです。」とエラーが出ます。なぜですか？

有効な利用者証明用電子証明書が搭載されていない可能性があります。その場合、品川区役所住民異動担当でのお手続きが必要です。

土曜日・祝日・年末年始・第三（一部、第四）日曜以外であれば手続き可能です。

## Q3. コンビニで取得できる証明書・取得できない証明書

◎…取得できる  
×…取得できない

※住民票・印鑑証明書については、他市区町村からの転入、マイナンバーカードの継続利用・交付手続当日はご利用いただけません。翌日以降に、利用可能となります。

住民票の写し	◎本人および同一世帯の方の分のみ取得可能 ×個人番号・住民票コード記載の住民票 ×住所の異動履歴記載の住民票（前住所までは記載されます） ×氏名変更の履歴等記載の住民票 ×転出予定者の含まれる世帯の住民票 ×住民票の除票（転出・死亡等） ×発行制限をかけている方の住民票
印鑑証明書	◎品川区で印鑑登録している、本人の分のみ取得可能 ×転出者、転出予定者の方の印鑑証明書
課税（非課税）・ 納税証明書	◎取得時点で品川区に住民登録がある（※）本人の証明書 ◎最新年度と過去3年分の証明書（税額通知発付前は最新年度と過去2年分） ◎前日時点の賦課内容の証明書 ×転出された方の証明書（転出予定者含む） （※）取得時点で品川区に住民登録がある場合でも、取得される証明書の該当年度の1月1日以後に転出や帰化された方は、当該年度の証明書は取得できません。 ×証明該当年度に品川区へ申告等がされていない方の証明書 ×コンビニや銀行で納付後、納税額が即時に反映された納税証明書
戸籍全部・個人 事項証明書 戸籍の附票の 写し	◎本人および同一戸籍の方の分のみ取得可能 ×除籍や改製原戸籍 ×戸籍の届出（出生や婚姻など）をされたが処理が完了していない方 ×発行制限をかけている方の戸籍全部・個人事項証明書、戸籍の附票の写し

## Q4. 誤った証明書を取得してしまいました。返金や、区役所・地域センターでの差し替え等は可能ですか？

コンビニで取得した証明書については、返金・差し替え等はできません。お取り間違えには充分ご注意ください。

### お問合せ先：戸籍住民課住民異動担当

TEL：03-5742-6660 FAX：03-5709-7625

戸籍事項証明書、戸籍附票について…戸籍住民課証明交付係

TEL：03-5742-6659 FAX：03-5709-7625

税証明について…税務課課税担当

TEL：03-5742-6663～6 FAX：03-5742-7108